

## 県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 事業実施者公募要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

#### (2) 事業の目的

高知県では、平成 23 年 3 月に策定した「高知県新エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいます。本県の豊かな再生可能エネルギー資源を活かして産業振興につなげていくように産業振興計画においても、位置付けています。

平成 24 年 7 月に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始されたことから、県有施設を活用して、県内事業者が行う太陽光発電事業を支援することで、さらなる再生可能エネルギーの導入促進と産業振興に寄与することを目的として、県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を実施することとし、事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

#### (3) 事業内容

県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業（以下「本事業」という。）に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、県が指定する県有施設の中から構造上の安全性や採算性が確保できると見込まれる施設を選択（複数施設の選択可）し、県に企画提案書を提出してください。

県は、県において複数施設をまとめたパッケージ（以下「パッケージ」という。）または、施設毎に審査を行い、本事業の事業者として選定された者と事業実施にあたっての協議を行います。協議が整ったときに、県は、本事業を実施する者（以下「事業者」という。）として決定し、本事業に関する協定書を締結します。

事業者は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の設備認定及び電気事業者との諸手続きを完了（平成 26 年度中に完了すること）した後に、行政財産の使用許可を受け、本事業を行うものとします。

本事業実施にかかる費用は、全て事業者負担とします。

なお、現在、四国電力株式会社は、再生可能エネルギー発電設備の契約申込みに対する回答を保留しています。このため、事業者は、四国電力株式会社と契約できないことで本事業を実施できない場合があります。その場合であっても、県は、事業者に対して本事業にかかった費用を補償しませんので、この点をご理解のうえ参加申し込みをしてください。

## ア 対象施設

提案者は、別表1「対象施設一覧」における複数施設をまとめたパッケージ、もしくは施設の中から選択（複数選択可）し、県に企画提案書を提出してください。なお、同一施設内に、複数の対象建物がある場合には、一部の対象建物を選定することも可能です。

また、パッケージで提案をする場合は、別表1「対象施設一覧」に記載されているパッケージ番号により、応募を受け付けます。審査にあたっては、パッケージ提案を優先して行います（詳細は、審査要領を参照してください）。

なお、対象施設の平面図等は、公募期間中、新エネルギー推進課において閲覧することができますが、図面と現状が異なる場合がありますので、現地説明会の際に必ず確認してください。

## イ 事業期間

売電期間は、提案者の提案により20年以内とします。

また、貸し出し期間は、売電期間に、太陽光発電設備の設置に要する期間及び撤去（原状回復）に要する期間を加えた期間とします。

## ウ 使用許可申請手続

県有施設の使用にあたっては、行政財産の使用許可が前提となりますので、使用許可申請手続を行ってください。使用許可期間は最長5年間とし、事業期間中は、更新手続を行ってください（設備の設置及び撤去に要する期間を含みます）。

## エ 使用料の算定

本事業に係る年間使用料の算定は次の（ア）、（イ）及び（ウ）の合計（円未満の端数は切り捨てます）とします。

（ア） 屋根に係る年間の使用料は、施設毎に提案者の提案により決定します。ただし、50円/㎡（税抜き）以上とし、提案した金額×使用する面積（小数第3位以下は切り上げ）×108/100で算定します。

なお、使用する面積は、水平投影面積（真上から見たときの面積）とし、太陽光パネルの間隔を空けて設置する場合は、その間隔の面積も含みます。

（イ） 本事業の目的で屋根以外の土地・建物に機器・支柱等を設置するときは、高知県財産条例（昭和39年3月28日高知県条例第37号）において定める額。

（ウ） 太陽光発電設備を運転するために、県有施設から電力供給を受ける場合は、その実費費用に相当する額。

（エ） 消費税法に規定する消費税の税率及び高知県税条例に規定する地方消費税の税率が変更になるとき、または高知県財産条例に改定があったとき（（イ）の算定基礎となる土地・建物の台帳価格は、5年毎に見直し。）は、使用料の額は変更します。

オ 使用料の支払い

- (ア) 使用料の支払いは、1年分を毎年度県が指定する期日までに前納するもの  
とします。
- (イ) 年度途中の使用開始または終了の場合は、使用の日からまたは終了の日ま  
で年間の使用料を日割り計算し、県が指定する期日までに前納するものとし  
ます。
- (ウ) 納付した使用料は、還付できないものとしてします。

(4) 太陽光発電設備内容及び設置方法

ア 太陽光発電設備の設置計画（設置容量、工法等）は、提案者の企画提案によりま  
す。対象の建物の屋根に設置済みの設備等の維持・管理に支障を生じないように計  
画してください。

県は、審査により選定された者と提案に基づき具体的な事業計画の協議を行いま  
す。

イ 企画提案においては、建築図面、構造計算書及び現地の状況を確認のうえ、対象  
施設の屋根及び建物に対する構造上の安全性を示してください。

なお、事業者は協定に定める期日までに、発電設備の設置に対する屋根等の耐久  
性に問題がないことを証する書類を、一級建築士が確認したうえで県に提出してく  
ださい。

ウ 災害時等の停電が発生した場合は、対象施設に電力を供給できるようにしてくだ  
さい。各施設の貸出し要件（停電時の電力供給）については、別表2「対象施設毎  
の現地説明会の日程及び貸出し要件について」のとおりとします。なお、配電方法  
は、提案者の企画提案によります。

エ 太陽光発電設備の設置工事にあたっては、工事期間や、時間帯等について施設管  
理者と十分に協議のうえ、施設管理者の指示に従うとともに、建物や設備等を損傷  
したり、施設利用者の安全に支障を及ぼすことのないようにしてください。

万一、本事業により、施設、施設関係者又は第三者に対して損害を与えた場合は、  
事業者の責任において当該損害を賠償することとします。

オ 太陽光発電設備を設置するにあたり、必要な場合は防水施工を行うとともに、施  
工者からの保証を得られるものとしてください。太陽光発電設備の設置に起因する  
雨漏り等が発生した場合は、事業者の責任において速やかに防水機能を回復する等  
の対応を行ってください。

カ 太陽光発電設備に係る設計、施工及び本事業に必要な各種手続きに係る費用は、  
全て事業者負担とします。

キ 太陽光発電設備に係る設計、施工、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基  
準法等の関係法令を順守してください。

ク 施工に伴い必要となる近隣への説明、近隣への騒音、振動、ほこり等及び太陽光発電設備を設置することに起因する周辺への影響に対する対策及び対応は、事業者の責任において行ってください。

#### (5) 太陽光発電設備の運営・管理

ア 日常点検、メンテナンス等の太陽光発電設備に係る全ての維持管理は事業者が行ってください。

特に台風接近等の場合は、事前に点検を行い、施設管理者へ点検結果を提出してください。点検により不具合が発見したときは、事業者の負担で補修等を行ってください。

イ 天候による発電量の変動などのリスクは全て事業者が負うこととします。

ウ 売電期間終了後は、事業者の負担により、太陽光発電設備を撤去し、屋根等を原状回復してください。ただし、県と事業者による事前の協議のうえ、県が事業の継続を承認する場合は、この限りではありません。

エ 経年劣化等により、県が屋根の防水工事等の改修工事を行う場合で、当該工事に支障がある場合は、事業者の負担により太陽光発電設備の一時撤去、保管及び再設置を行ってください。この場合、県は設備の撤去開始から再設置完了までの期間における、売電収益等の補償は行いません。なお、県は事業者に対して工事の内容及び実施時期等について、事前に説明を行います。事業者は、この説明に対して意見を述べるができることとし、県は合理的かつ可能な範囲で対応するものとします。

オ 太陽光発電設備の維持管理に必要な施設への立入については、施設管理者と協議し、その指示に従ってください。

カ 太陽光発電設備の維持管理により施設、施設関係者又は第三者に対して損害を与えた場合は、事業者の責任によって当該損害を賠償することとします。

キ 事業実施にあたっては、損害保険や賠償責任保険に加入してください。

ク 太陽光発電設備の発電量実績状況等を、定期的に県に報告してください。

ケ 太陽光発電設備に賦課される公租公課は、事業者が負担してください。

コ 本事業によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は貸与することはできません。ただし、県から事前に承諾を得た場合は、この限りではありません。

#### (6) 事業の廃止

ア 県は、事業者が協定書に定める義務を履行しないとき、または、行政財産使用許可書の内容に違反したときは協定を解除し、行政財産使用許可を取り消すことがあります。この場合、事業者は速やかに自らの負担と責任において太陽光発電設備を撤去し、原状回復してください。ただし、事業廃止による事業者の損害に対して、

県は一切補償を行いません。

イ 事業者が倒産等により、事業を継続することが困難となったときは、事業者は速やかに自らの負担と責任において太陽光発電設備を撤去し、原状回復してください。ただし、第三者に事業を継承することを県から事前に承諾を得た場合は、この限りではありません。

ウ 県の都合により施設利用を廃止するとき、又は施設の改修等により事業の継続が不可能となる場合は、県は事業者に対して太陽光発電設備の撤去及び原状回復を求めることができることとします。この場合、事業廃止に起因する乙の損害について、発電設備の撤去に係る費用については、協議のうえ、合理性が認められる範囲で県が補償するものとします。ただし、事業廃止後における売電収入については一切の補償は行いません。

## 2 審査会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、事業候補者及び次点者を選考するために「県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」を設置します。

## 3 相手方の選定方法

提出された企画提案書と企画提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査会を開催します。審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、対象施設ごとに事業候補者と次点者を選定します。

## 4 協定の締結

選定後には、事業候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときは、事業実施にあたり基本的な権利義務等を定めた協定（以下「協定」という。）を県と事業候補者で締結するものとします。14日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉するものとします。

## 5 資格要件

参加資格者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店）を置く法人であること。
- (2) グループで応募する場合は、あらかじめ定める代表事業者が高知県内に主たる営業所（本社・本店）を有する法人であること。また、あらかじめグループの構成員の役割を明確にし、事業実施に必要な諸手続きを担当する事業者等をあらかじめ定めるとともに、太陽光発電設備の所有および管理について責任・権利を明らかにすること。

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、契約不履行や不正行為があった者等）に該当しない者であること。
- (4) 高知県の「物品購入等関係に係る競争入札参加者登録名簿」、「清掃、警備（全般、駐車場整理）、整備保守管理に係る競争入札参加者登録名簿」又は「建設工事・建設コンサルタント参加者登録名簿」に登録されている（もしくは協定締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (5) 「高知県物品購入関係指名停止要領」または「高知県建設工事指名停止措置要綱」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置をいけていないこと、または同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 説明会

- (1) 日時：平成 27 年 1 月 6 日（火）午前 10 時から
- (2) 場所：高知県庁本庁舎 地下第 4 会議室  
高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
- (3) 参加方法  
出席希望者は、説明会参加申込書（様式 1）を平成 26 年 12 月 25 日（木）午後 5 時（必着）までに新エネルギー推進課へ F A X 又は電子メールで申し込んでください。
- (4) 申込先  
〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52  
高知県林業振興・環境部 新エネルギー推進課（担当：古谷、杉本）  
電話 088-821-4538、FAX 088-821-4530、e-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

## 7 現地説明会

- (1) 日時・場所  
別表 2 「対象施設毎の日程表」のとおりとします。応募を行う事業者は、希望する対象施設の現地見学会に必ず参加して下さい。
- (2) 参加方法  
出席希望者は、現地説明会参加申込書（様式 2）を平成 27 年 1 月 6 日（火）午後 5 時（必着）までに新エネルギー推進課へ F A X 又は電子メールで申し込んでください。

### (3) 申込先

申込先は、「6 - (4) 申込先」に同じ。

## 8 質疑と回答

質疑は、平成 27 年 1 月 14 日（水）午後 5 時（必着）までに質疑書（様式 3）により持参、郵送（書留郵便又は配達証明をお願いします。）、F A X または電子メールで受け付けます。F A X または電子メールによる場合は、電話により着信確認をお願いします。

質疑と回答は、平成 27 年 1 月 16 日（金）までに新エネルギー推進課ホームページに掲載します。

提出先は、「6 - (4) 申込先」に同じ。

## 9 参加申込及び参加要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、様式 4 による参加申込書に資格要件の確認書類等を添えて提出して下さい。

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 4）
  - イ 法人概要（様式 5）
  - ウ 高知県入札参加資格番号（登録証又は入札参加者資格決定通知書の写し）
  - エ 法人の登記簿謄本（原本）
  - オ 委任状（様式 6）※グループで参加する場合のみ、構成員について提出すること
- ※提出部数は 1 部、用紙規格は A4 縦、全て片面使用とする。

### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は配達証明に限る。）

### (3) 提出期限

平成 27 年 1 月 14 日（水）午後 5 時（必着）

### (4) 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 - 7 - 5 2  
高知県林業振興・環境部 新エネルギー推進課

### (5) その他の留意事項

#### ア 資格要件の確認

申し込み者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を参加申込者へ電子メール等にて通知するものとします。

#### イ 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- (ア) 参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについて説明を求められるものとし、
- (イ) 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して2日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

## 10 企画提案書の提出

プロポーザルへの参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、様式7による企画提案書に必要な書類を添えて提出して下さい。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書(様式7、以下の内容を含む)

- (ア) 企画提案の概要
- (イ) 財務状況(直近3事業年度の決算書を添付)
- (ウ) 発電事業の実績(事業の概要がわかる資料を添付)
- (エ) 事業実施計画(以下の内容を含む)
  - a 設備整備費
  - b 収支計画(任意様式)
  - c 配置図・配線図(任意様式)
  - d 事業スケジュール(任意様式)
  - e 事業の運営体制(任意様式)
  - f 工事内容(任意様式)
  - g 非常用電源としての活用方法(任意様式)

(オ) 地域への貢献等

イ 非開示理由書(様式8) ※開示すると支障が生じる書類がある場合に提出

※提出部数は13部(正本1部、副本12部)とする。

※用紙規格はA4縦、全て片面使用とし、写真はカラーコピーとする。

※分冊ごとにフラットファイルに左綴じとし、ページ番号を付すこと。

### (2) 提出方法

持参又は郵送(書留又は配達証明に限る。)

### (3) 提出期限

平成27年1月23日(金)午後5時(必着)

### (4) 提出先

提出先は、「9-(4)提出先」に同じ。



## 1.1 審査

別途定める「県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業 プロポーザル審査要領」のとおり。

## 1.2 審査結果

審査結果は平成27年2月上旬（予定）までに全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は、高知情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

## 1.3 日程

平成26年12月17日（水）	：公募開始
平成26年12月25日（木）	：事前説明会申込書提出締切
平成27年1月6日（火）	：事前説明会開催、 現地説明会申込書提出締切
平成27年1月8日（木）	：現地説明会
～13日（火）（予定）	
平成27年1月14日（水）	：質疑書提出締切、 参加申込書及び資格確認書類の提出締切
平成27年1月16日（金）	：参加資格確認結果の通知
平成27年1月23日（金）	：企画提案書の提出締切
平成27年1月29日（木）（予定）	：審査会（プレゼンテーション）
平成27年2月（上旬）（予定）	：審査結果通知
平成27年2月（中旬）（予定）	：協定締結

## 1.4 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は、返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査会での使用に限ります。）します。
- （3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示します。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を（様式8）により提出してください。

開示・非開示の判断は、様式8により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断するものとします。

- (4) 協定締結する者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

#### 15 問合せ先

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部 新エネルギー推進課（担当：古谷、杉本）

電話 088-821-4538、FAX 088-821-4530、e-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 16 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（自由様式）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取り扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合は、提案者は失格になる場合があります。
- ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、県職員又は本事業の募集関係者に対して、募集に関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ 本事業の手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

別表1 対象施設一覧

パッケージ	No	施設名	住所	建物名	建築年	屋根形状/ 地上階数	建築面積 [㎡]
A	1	甫喜ヶ峰森林公園	香美市土佐山田町平山 1491-2	展示館	昭和 52 年 (平成 25 年 耐震診断)	方形屋根/1	約 466
	2	森林技術センター	香美市土佐山田町大平 80 番地	音響実験棟	平成 12 年	勾配屋根/1	約 481
	3	山田高等学校	香美市土佐山田町旭町 3-1-4	本館	昭和 43 年 (平成 24 年 耐震補強)	陸屋根/4	約 803
B	4	工業技術センター	高知市布師田 3992-3	研修棟B棟	平成 2 年	陸屋根/2	約 449
				実験棟C棟	平成 2 年	陸屋根/2	約 1256
				計量検定所G棟	平成 2 年	陸屋根/2	約 363
	5	農業技術センター	南国市廿枝 1100	本館	平成 3 年	陸屋根/3	約 1474
				ほ場管理棟	平成 3 年	陸屋根/1	約 348
6	高知農業高等学校	高知県南国市東崎 957-1	6号館	昭和 56 年 (平成 24 年 耐震補強)	陸屋根/2	約 894	
C	7	伊野商業高等学校	吾川郡いの町 332-1	北舎	昭和 40 年 (平成 24 年 耐震補強)	陸屋根/3	約 842
	8	佐川高等学校	高岡郡佐川町乙 1789-5	本館	昭和 43 年 (平成 23 年 耐震補強)	陸屋根/4	約 661

パッケージ	No	施設名	住所	建物名	建築年	屋根形状/ 地上階数	建築面積 [㎡]
D	9	幡多農業高等学校	四万十市古津賀 3711	専門第 2 棟	昭和 48 年 (平成 19 年 耐震補強)	勾配屋根・陸屋根 /2	約 815
	10	中村高等学校	四万十市中村丸の内 24	C 校舎	昭和 44 年 (平成 23 年 耐震補強)	陸屋根/3	約 557
個別提案 のみ	11	中芸高等学校	安芸郡田野町 1203-4	本館	昭和 49~50 年 (平成 24 年 耐震補強)	陸屋根/4	約 1066
				食堂・特別教室棟	昭和 50 年 (平成 24 年 耐震補強)	陸屋根/4	約 267
個別提案 のみ	12	窪川高等学校	高岡郡四万十町北琴平町 6-1	北舎	昭和 57 年	陸屋根/4	約 817

別表2 対象施設毎の現地説明会の日程及び貸出し要件について

No	施設名	現地説明会日程	貸出要件（停電時の電力供給について）	その他要件
1	甫喜ヶ峰森林公園	平成27年1月8日（木）	事務室への配電	
2	森林技術センター	平成27年1月8日（木）	管理棟、研究棟、A棟、音響実験棟等への配電	
3	山田高等学校	平成27年1月8日（木）	事務室・職員室への配電	
4	工業技術センター	平成27年1月8日（木）	事務所への配電。その他、常時定温とする試験機器等の温度管理のための配電ができれば、なお良い。	
5	農業技術センター	平成27年1月8日（木）	事務室・所長室・研究企画課執務室への配電	
6	高知農業高等学校	平成27年1月8日（木）	事務室・職員室への配電	
7	伊野商業高等学校	平成27年1月9日（金）	事務室・職員室への配電	施工前に、近隣住民への工事説明会を実施すること。
8	佐川高等学校	平成27年1月9日（金）	事務室・職員室への配電	
9	幡多農業高等学校	平成27年1月13日（火）	事務室、職員室への配電	
10	中村高等学校	平成27年1月13日（火）	事務室・職員室への配電	
11	中芸高等学校	平成27年1月9日（金）	体育館への配電	
12	窪川高等学校	平成27年1月13日（火）	事務室・職員室、保健室、体育館等への配電	

※ 日程については申込状況等によって変更します。また、時間等の詳細は、決まり次第参加予定者に通知します。